明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告示〕

○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件（内閣府一七〇～一七二）　一

○消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁一五）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務二九七～三〇一）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三〇二）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同三〇三）　三

○日本国に帰化を許可する件（同三〇四）　三

○保安林の指定をする件（農林水産一三〇〇～一三〇五）　四

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八〇八、八〇九）　四

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八一〇）　五

○千代川水系千代川、新袋川・袋川、袋川及び八東川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（中国地方整備局七三）　五

○天神川水系天神川、国府川、小鴨川及び三徳川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同七四）　六

○日野川水系日野川及び法勝寺川に係る洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（同七五）　六

○道路に関する件（同七六）　六

○道路に関する件（四国地方整備局八二、八三）　六

〔人事異動〕

内閣　法務省　財務省　六

〔皇室事項〕　六

〔官庁報告〕

国家試験

第四十四回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の実施（厚生労働省）　三

第四十八回核燃料取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）　三

第五十八回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者（同）　三

〔公告〕

諸事項

官庁
財団関係　八

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

会社その他　七

## 告示

**○内閣府告示第百七十号**

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第百六十一号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年五月十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、医師の養成に係る大学設置事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業及び地域農畜産物利用促進事業　七

**○内閣府告示第百七十一号**

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第百六十二号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年五月十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三